

パブリックコメント手続き結果報告

「白馬村地域公共交通網形成計画（案）」についてのパブリックコメント結果を公表します。

平成 31 年 3 月 4 日から平成 31 年 3 月 20 日まで村民の皆さまの意見（パブリックコメント）募集を行った結果、14 名の方から 29 件のご意見をいただきました。

村民意見に対する村の考え方（意見内容）について

- ・ 計画案に関係のない意見については、村の考え方はお示ししておりません。
- ・ 類似する意見については集約させていただきました。
- ・ 意見内容につきましては要旨とさせていただきますので原文とは異なります。

【対応区分】

- A：計画案に反映されているもの
- B：意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの
- C：意見として承ったもの

■ 計画案に対するご意見としていただいたもの

	意見内容（要旨）	村の考え方	対応区分
1	<p>特に冬のシャトルバスについては、ほとんど外国人が利用し一般村民が利用できるものではないし、現在行っている運航方法がベストである。もともと通学バス・循環バス実現を期待する団体や村民の望みは、児童生徒の通学の足と、運転免許を持たない・あるいは免許証を返上した高齢者の足の確保であり、観光客相手のシャトルバスとは全く性質の違う需要であり、分けて考えなければならない。それら通学バス・循環バスは、最低限必要な大きさの車を、出来るだけ空気だけを運ばないように工夫して適宜走らせれば済むことである。それはフレキシブルに利用状況を見て車を小さくしていくことも、本数を減らしていくことも良い。現に保育園を統合するにあたって運行させた通園バスは、ついに利用者が居なくなった。バスにはバスで、バス停から自宅までの3次移動での安全性という問題もある。結局はドアからドアへ、自家用車を出せるものは出すし、デマンドタクシーあるいはかつての施策であるタクシー券配布によ</p>	<p>地域公共交通網形成計画策定にあたり、具体的な施策を決める検討段階では、「必要な公共交通サービスを確保していくために、まず考えるべきなのは、現状で提供されている地域公共交通サービスを有効活用することにより対応できないか。」という基本的な考え方に基づき検討を行いました。いただきましたご意見は、今後具体的に交通手法の検討を行う中で参考とさせていただきたいと思えます。</p> <p>タクシー券の配布につきましては、村の公共交通施策として取り組むこととなったデマンドタクシー導入の際に廃止に至った経過があります。村では、今後デマンドタクシーを充実していく考えですのでご理解をよろしくお願いいたします。</p>	C

2	<p>るタクシー利用の便利性には勝てない。なぜそのタクシー券配布が検討対象にならなかったのかも解せない。</p> <p>路線バスは「⑦シャトルバスの通年営業可能性の検討」「⑧観光・生活交通としてのシャトルバス統合運行の検討」となっているが、「シャトルバス」は営業目的において運行している。それぞれの運行を調整しているうちに時間だけがたってしまう。</p> <p>村が責任を持って運行計画をすべきである。シャトルバスの実績は運行計画の実施で参考にすべきである。</p>		
3 4	<p>園児・学生たちの保護者が最も望んでいる通学バス運行の具体化に6年の検討を要することは大きな疑問である。教育委員会が責任をもって全面的に動くべきだと思う。若い家族が安心して移動し、子育てが出来る村であってほしいと願っている。</p> <p>重要項目実施案の立案に6年間も要するとありますが、6年間も何をどう検討するのか。10年前の引き伸ばしを意図したものと思わざるをえない。日程を盛り込んだ実行計画を追記してほしい。</p>	<p>地域公共交通網形成計画とは、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形作り、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるもで、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画になります。No.1に対する回答の前段のとおり、具体的な施策を決める検討段階での基本的な考え方に基づき検討を行いました。</p> <p>今後は計画に示されている施策の検討を行う中で、教育委員会が中心となって取り組む方針結果となった場合、そのように進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、目標年次が6年というご指摘ですが、計画全体についての計画目標期間を6年間と決定したものであり、個別の検討事項について必ずしも6年をかけるということではありません。また実行計画につきましては、今後においてスケジュールを定めるものです。</p>	A
5	<p>白馬の自然環境に魅かれ移り住んだ方々は高齢者が多い。公共交通が年間を通じて定期的に走っていれば目的地での用事が足せるし、次の行動計画が立て易いはずである。</p>	<p>ご意見のとおりと考えますし、計画に示されている具体的な施策の中で検討を行うこととなっています。</p>	A
6	<p>デマンドタクシーについては、普段の暮らしの中では予約制というのはとても面倒くさいという声を耳にする。住民も観光客も利用でき、それが新しいコミュニティの空間となっていくという発想で考えていただきたい。</p>	<p>計画に示されている具体的な施策の中で検討を行うこととなっています。</p>	A
7	<p>村民の要求の強い通学バスや村内循環バスの運行について、方向性を明確にしない理由が示されるべきである。</p> <p>村が行ったアンケート結果では、通学バスや村内循環バスの運行が村民の強い要望となっている。村民の要求に沿うためにも、過疎化対策、観光対策としても重要である。これらを早期に実現すべきだと思う。</p>	<p>No.1に対する回答の前段にあります、具体的な施策を決める検討段階での基本的な考え方に基づき検討を行いました。計画に示されている具体的な施策の中で検討を行うこととなっています。</p>	A

8	<p>通学用交通手段として既存バス路線はない。北部では既存路線の変更など「検討を進める」となっているが、その検討でどう解決するか分からない。また、何年かけて実現するか分からない。</p> <p>積雪時等の乗合タクシーはどうするつもりか。これは積雪時だけか。これで通学用公共交通手段として充分か。通学に乗合タクシーを住民はどうするか。費用もどうするか。これでは何年かけても困難である。困難な課題の検討ではなく、村が責任を持って「通学用公共交通」を準備すべきである。</p>	No. 7に対する村の考え方と同じです。	A
9	「第6章・1」のAについて、アンケート集計結果と「具体的な施策」の整合性について説明してほしい。	アンケート結果も踏まえ調査分析による問題点・課題の整理を121ページに記載しています。その課題を踏まえ、今後公共交通が取り組む内容を123ページで整理しています。そのうえで基本方針を設定し、計画目標、具体的な施策を127ページの体系図で示しています。	C
10	それぞれの事業に予定されている計画年数について、その設定根拠を示してほしい。	本計画の目標計画期間は白馬村第5次総合計画の計画期間と整合を図り、平成31年度から平成36年度までの6年間としています。事業スケジュールについては、その計画期間に則り、関係する全ての事業者とヒアリングを行う中で、課題に対して取り組む施策と調整を図る中で設定をいたしました。6年は計画目標期間と考えておりますので、個別の検討事項について必ずしも6年をかけるということではありません。	C
11	「第5章・3」における「基本方針1・2」について、少なくともアンケートに答えた村民全体への説明を求める。	パブリックコメント終了後（平成31度）になりますが、白馬村地域公共交通網形成計画について、ホームページ、行政無線、広報はくば、ユーテレ白馬等においてお示しします。	C
12	128ページ⑤⑥は保護者（子ども）と教育関係者の意見や要望が反映されているのですか。子どもたちは年間200日以上通園通学しています。どう理解を求めるのか、論拠を示してください。	アンケートの実施は、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者、白馬高校の生徒に対して実施をしています。その上で計画策定にあたっては、具体的な施策を決める検討段階で検討を行っています。	C
13	なぜこれまで121ページ⑰⑱についての問題が放置されてきたのか、説明してほしい。	村としては遠距離通学者に対しての補助金（白馬村遠距離通学費補助金）の中で補ってきました。	C

■ その他（村政に対するご意見としていただいたもの）

意見内容（要旨）	
14	<p>ホームページ以外に、村民の思いを受け取るための工夫が必要だと考える。私たち「走れ村バスの会」では、さまざまに視察・聞き取り・検討委員会への出席及び傍聴などから入手できた情報から意見交換をくり返してきている。検討委員会及び白馬村から、村民全体への情報発信はゼロに等しいため、アンケートによって村民の関心を高めたのに、その後の対応によってまた関心が薄れてしまっている状況である。委員長をはじめ、その責任は重いと思う。「地震災害」に伴う現状報告などの経験が活かされていない。「地域公共交通検討委員会」の責任体系を明示してほしい。</p>

	<p>今後は、早速にあらたな行政・村民一体となった検討・研究を始めてほしい。「白馬村が好きで移住していたが、年をとって隣村に移住し直した。住民を大事にしてくれるありがたさを実感している。」「子育て世代には向かない村ですね。」→こんな声に反論できる村であってほしい。</p>
15	<p>公共交通の定義は、住民の暮らしに寄り添った、行政が提供する最も基本となるサービスであり、ここには利益等の視点は不要だと思う。</p>
16	<p>望まれているのは定時に村内の公共施設や駅病院、店舗などを循環する誰でも乗れるバスである。誰もが自動車に頼らず安心して暮らせる街づくりの実現をしてほしい。</p>
17	<p>村民の為の公共交通の維持・確保は、国の法律にも定められている、村民の重要な生活基盤であり、対象村民の多寡にかかわらず、白馬村行政の責任において、他の近隣自治体同等以上の施策を実施すべき事案である。然るに、白馬村では50歳以下の大方の村民には、永遠に亘り何らかの公共交通手段をも講じず、村の無責任としか言いようがない。</p> <p>その無責任から、10年前に「当村の公共交通に関する計画」が制定されたと聞くと、その実行に動きもなくこの度うやむやに消されてしまった。その責任の所在を総括してほしい。</p>
18	<p>公共交通の安いバスがないのは、住民にとって考えられないことである。税金を納める意味がないと思う。税金を何のために払っているのか、役場は何のためにあるのか。住民のためにあるのではないか。</p>

■その他（計画策定プロセスにおけるご意見としていただいたもの）

		意見内容（要旨）
パブリックコメントに関する事	19	<p>地域公共交通検討委員会の発足と検討の推移がわかりやすい開示または報告とはいえないまま、コメントを求めるのは、資料の膨大さから考えても、コメントを期待していないのではないか。</p>
	20	<p>白馬村では「地域公共交通」がほとんどゼロに近い「現状」→「改善」への「基本方針」→具体化への「計画」を、わかりやすく掲載して、できるかぎり多くの村民のコメントを求める方策が必要だと考える。せめて報告書閲覧の手引きがまず必要ではないか。</p>
	21	<p>パブリックコメントの意見提出用紙に氏名、住所、電話番号の記載を義務づけているのは何を根拠としているか。白馬村には意見公募に関する規定はないし、行政手続法にもない。氏名を明らかにして意見を述べたくない村民も少なくないので、こういう義務付けをすることはよろしくないと思われる。</p>
手続きに関する事	22	<p>国が意見公募を行う場合は、意見提出期間を原則として案の公示日から起算して30日以上としているが（行政手続法第39条第3項）、本意見公募では16日しかない。これでは期間が短すぎると思われる。</p>
	23	<p>150ページをこえる網形成計画案を、役場窓口で見よというのか。何のための概要版か。</p>
	24	<p>第4回の会議で鈴木委員から通学バス、循環バスの提出に意見が出された。これに対する各委員方の反論・疑問も提出されなかった。報告書（案）にはこの意見が入るのかと思ったが、入っていない。</p> <p>鈴木委員の意見をどう扱うかは委員会として議論・結論を出すべきである。そのため、第5回検討委員会を開くべきである。</p> <p>スクールバス（通学バス）の検討を報告書に入れるのか。既存路線バス（今は無い）の検討や積雪時の相乗りタクシーがスクールバスになるのか等の議論が必要であり第5回会議で結論を出すべきである。もし、今回の検討に入らないなら、路線バス、通学バスの検討を、今回の問題と切り離して、独自に検討を開始すべきである。</p>

会議に関する事	25	地域公共交通会議は検討委員会の上位組織であるはずだが、今回の網形成計画について一度も議題になったことはない。3月28日開催の会議で「網形成計画の決議をとる」（第4回検討委議事録7ページ）というのは、あまりに乱暴ではないか。
	26	答申を受ける立場の者（副村長）が検討委員会の委員長というのは、聞いたこともないムチャクチャなやり方だと思う。
	27	そもそも委員の選定が事業者や組織の代表が多く村民の要望が反映されるメンバーになっていない。案の定、会議の中では発言は公募委員だけ組織代表からの発言は促された時だけ、しかも会の目的も理解されていないようにも見受けられた。
その他	28	村民の切実な要求を実現しない形成計画（案）では、10年前の「地域公共交通会議への通学交通システムの構築を提言する」と同じである。村民の意見を実現する形成計画にすべきである。
	29	事業者や村民の方々の意見を聴取しながら検討実施する考えとなっている」とあるが（第4回検討委議事録4ページ）、いつ、どこで村民の意見を聞くのか明らかにすべきである。また、聴取した意見はどこに反映されるのか。